

# 第 339 号丹波市商工会FAXレター

## 2021/11/24 発行

### 月次支援金のお知らせ

【給付対象】①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となります。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

※地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金など)

【給付額】中小法人・・・上限20万円/月 個人事業主等・・・上限10万円/月

2019年または2020年の基準月の売上 - 2021年度の対象月の売上

申請方法・必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。👉

[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

【申請期間】9月分：2021年10月1日～11月30日

10月分：2021年11月1日～2022年1月7日

【問合せ】月次支援金事務局 相談窓口 【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP 電話等からのお問合せ先：03-6629-0479 (通話料がかかります)

### 中小企業者事業継続応援金 (第2弾)

※申請期限、比較対象月等要件が変更となったことに伴い、2回目の申請が可能となりました

【応援金額】

・対象月の売上が20%以上50%未満減少している事業者：10万円

・対象月の売上が50%以上減少している事業者：20万円

※7月1日から9月30日までに申請された事業者で、10万円の受給となった事業者については、下記の要件を満たせば2回目の申請が可能です。(差額の10万円の応援金を給付します)

1. 申請金額が10万円

2. 6月から12月の連続する任意の2ヶ月間の売上が平成31年(令和元年)または令和2年の同じ2ヶ月間と比較して50%以上減少している

【申請について】

新型コロナウイルス感染症対策のため、申請される方は原則郵送での申請をお願いします。

【申請期間】

令和3年7月1日(木曜日)～令和4年2月28日(月曜日) ※必着

【申請書送付先】

〒669-4192 丹波市春日町黒井811番地 丹波市役所 産業経済部 新産業創造課 宛

対象要件および申請書類等に関しては、下記URLより丹波市の特設ページをご覧ください。

<https://www.city.tamba.lg.jp/site/shinsan/dai2danouenkin.html>

※兵庫県の要請による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第1期(令和3年1月14日から2月7日)、または、第2期(令和3年2月8日から3月7日)の給付を受けている方は申請対象外となります。(飲食店への協力金)

【問合せ】丹波市役所 新産業創造課 TEL：0795-74-1464

# 第 339 号丹波市商工会FAXレター

2021/11/24 発行

## 商工会の窓口相談強化中

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、会員事業所の皆さまが抱える経営上の小さなお悩みから大きな課題まで対応できるように、「専門家との無料相談」を実施しております。

事業所の問題解決や経営改善、また事業のさらなる飛躍の糸口発見のためにも、ぜひご利用ください。

【相談日】12月6日(月)・12月13日(月)・12月20日(月)※1月・2月も予定あり

【相談時間】①10時～12時 ②13時～15時 ③15時～17時 <1回2時間、1日3組まで>

【相談場所】丹波市商工会本所

【専門家】中小企業診断士 三浦 真 氏(合同会社照参会)

【利用方法】丹波市商工会職員にお気軽にご連絡ください。 TEL:82-3476

【その他】上記日程以外での調整、オンラインによる相談なども対応可能です。

**こんなお悩みを解決いたします!**

- ・新型コロナの影響により、売上低迷危機を乗り越えるためにはどうすればよいのか?
- ・販路開拓、販売促進を行いたいが、どのように進めればよいのか?
- ・新商品開発に向けてアドバイスが欲しい! etc. 継続的な相談も可能です!

## 生活困窮者に対する支援物資提供ご協力のお願い

商工会青年部では、長引くコロナ禍で、生活に苦しむ困窮者が増えていることから、生活困窮者に提供する支援物資を集めます。集めた物資は、丹波市社会福祉協議会様に寄付させて頂き、市内のひとり親世帯やコロナの影響により食料品や日用品を必要とする世帯にお渡しします。

皆さまご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【受付期間】令和3年12月2日(木)～8日(水) ※土・日除く 【受付時間】9時～17時

【受付会場】丹波市商工会本所3階

<ご提供いただきたいもの>

缶詰(肉、魚、野菜、果物)、インスタント食品、レトルト食品、お米、乾燥麺、お菓子、飲料(ジュース、お茶、コーヒー等)



<※受取できないもの>

賞味期限が2カ月を切っているものや開封済みのもの、生鮮食品(生肉、魚介類、生野菜など) 冷凍食品、調味料、アルコール

## 走査型電子顕微鏡 体験会のご案内

走査型電子顕微鏡の使い方、面白さを感じてもらおうと体験会を開催します。普段では見ることのないミクロの世界を覗いてみませんか?初めての方、使ったことはあるけど上手く使えないと感じている方、ご興味のある方は是非、この機会にご参加ください。また、スマートものづくりセンター但馬では、走査型電子顕微鏡をはじめとした機器の利用(貸出)も行っています。

【日時】令和3年12月1日(水) 1部 13:00～14:45 ・ 2部 15:00～16:45

1部・2部とも各1組3名まで(参加費は無料です)

【会場】兵庫県立但馬技術大学校 スマートものづくりセンター但馬(豊岡市九日市上町660-5)

【申込期間】令和3年11月26日(金)17:00まで

【問合せ等】体験会のお申し込み、お問い合わせは下記まで

兵庫県立但馬技術大学校 スマートものづくりセンター但馬(担当:田中)

TEL/FAX:0796-23-2000 メール:Chiaki\_Tanaka01@pref.hyogo.lg.jp

〒669-3601 丹波市氷上町成松140-7 (本所) 現在の会員数 事業所2053  
☎0795-82-3476 / FAX0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp